

平成 24 年（ワ）第 213 号、同 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101  
号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 473 名

被告 東京電力株式会社

### 準 備 書 面 (19)

(原告ら準備書面 51、53 に対する認否反論)

平成 27 年 4 月 8 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中

清



同

青 木 文 介

介



同

土 屋 賢 司

司



同

小 谷 健 太 郎

健太郎



同

川 見 唯 史

唯史



被告は、原告ら作成にかかる、平成27年3月30日付け準備書面(51)、及び同月24日付準備書面(53)に対し、次のとおり反論する。なお訴訟進行の関係上、本書面による認否を変更ないし補充する可能性がある。

## 第1 準備書面(51)について（不動産賠償関係）

### 1 結論

否認ないし争う。

### 2 理由（概要）

(1) 原告らは、「被告準備書面(17)7頁」を挙げるなどして(3頁18行目)、被告の主張に反論している。

しかし、被告は、原告ら準備書面(51)の作成された平成27年3月30日の時点で、「被告準備書面(17)」など提出していない。

したがって、原告らが何を対象として反論しているのか不明である。

(2) また、財物（不動産）損害及び住居確保損害に関する被告の主張は、判例及び中間指針等に基づく適正妥当なものである。すなわち、不動産に関する財物賠償は確定した最高裁判例（最高裁昭和32年1月31日第一小法廷判決・民集11巻1号170頁）に準拠したものであり、それに加えて住居確保損害を認めた趣旨も、中間指針第四次追補にあるとおり、本件事故と相当因果関係のある費用としての賠償である。

(3) したがって、財物（不動産）賠償及び住居確保損害に関する被告の主張は適正妥当であり、原告らの主張には理由がない。

## 第2 準備書面(53)について（不動産の全損非全損関係）

### 1 被告の算定方法

被告は、平成26年12月3日付準備書面(10)において主張したとおり、不

不動産価値の毀損の程度（全損・非全損）について、当該不動産の所在する地域を基準として、避難等の指示の程度に応じて、形式的に評価している。

これは、多数の事案について迅速かつ公平に対応する必要から、原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づく政府の指示を基準とし、各地域に出された指示の内容に応じて、全損・非全損などを判断したものである。具体的には、避難指示等の期間に応じて、現実に当該不動産を利用することができない期間中に生じた価値の減少分を、不動産価値の毀損であると判断している。この点、不動産価値の毀損については、本来的には、その賠償を請求する側に立証責任があるところ、被告は、多数の被害者の迅速な救済を図るべく被害者側の立証の負担を軽減し、積極的に毀損の程度を判定しているものである。

したがって、被告の算定方法は、不動産価値の毀損について所有者等が利用できない期間に対応していること、その期間の根拠は中立公平な政府の避難指示等に基づいていること、及び被害者側の立証の負担を軽減することにより多数の事案について迅速かつ公平に対応することが可能であること、等に鑑み、適正というべきである。

## 2 原告らの算定方法について

### （1）結語

事実は知らないし否認。主張は争う。

### （2）理由（概要）

#### ア 原告らの算定方法

原告らの主張によれば、不動産の毀損の程度の評価基準は、「…避難指示期間における利益喪失に加えて、①避難指示解除後の一定期間について、実質的に居住生活利益が喪失しているという期間の居住生活利益の喪失及び②居住生活利益が存するようになった後も、相当長期間にわたって居住生活利益

が毀損していることを加味」するものとされている。

#### イ 居住生活利益の内容が不明であること

しかし、原告らの主張する「居住生活利益」については、その内容が不明である。

原告らは、「居住生活利益」について、「喪失」「存する」「毀損している」などの表現を用いているが、その程度（数値化できるものなのか否か）や判断基準も説明されていない。また、原告らのいう「毀損している」という状態については、「居住生活利益」が部分的に認められるという趣旨だとすると、その段階における不動産の賠償額をどのように判断するのか（すなわち、「喪失」以外に「毀損」という概念を用いる意味）も不明である。

#### ウ 具体的あてはめとの関係も不明であること

原告らは、「第3 原告金井直樹について」において、不動産を全損と評価すべきと主張した上で、①避難指示の解除がなされていないこと、②住民の帰還が見込めないこと、③放射能に対する危険・不安、④インフラの未整備（役場機能、教育機関、医療機関、福祉施設、商業施設、金融機関）、⑤地域コミュニティの崩壊、を挙げて、「実質的に居住生活利益が喪失していると評価すべき段階（第2・2・ア①の段階）に相当程度長期間継続すると考えられる。」とか、「さらにその後も、長期間、原発事故の影響により居住生活利益の毀損が継続する（第2・2・ア②の段階）ことも強く推認されることを加味すれば、全損と評価すべき大きな要因となる。」と主張している。

しかし、原告らの主張には、上記①から⑤の各事項と、「居住生活利益」の有無・程度とを架橋する論理が欠けている。なぜ①から⑤の内容によって「居住生活利益」の有無・程度が決まるのかや、その影響はどのような基準で判断するのかが全く説明されていない。

#### エ 小括

以上のとおり、原告らの主張は、「居住生活利益」の内容や、それが「喪失」

「存する」「毀損している」と評価されるための判断基準が説明されておらず、反論の対象が不明といわざるを得ない。

少なくとも、不動産の毀損の程度が全損か非全損かを判断するための基準としては、機能しえない。

### 3 結語

以上により、不動産価値の毀損の程度については、被告の算定方法が適正かつ現実的であり、原告らの主張には理由がない。

以上